

四 半 期 報 告 書

(第155期第 3 四半期)

三菱製紙株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3 【経営上の重要な契約等】	8
第3 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
2 【役員の状況】	10
第4 【経理の状況】	11
1 【四半期連結財務諸表】	12
2 【その他】	20
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	21

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】	
【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年2月14日
【四半期会計期間】	第155期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)
【会社名】	三菱製紙株式会社
【英訳名】	Mitsubishi Paper Mills Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 立 藤 幸 博
【本店の所在の場所】	東京都墨田区両国二丁目10番14号
【電話番号】	(03)5600-1407(直通)
【事務連絡者氏名】	経理部長 及 川 浩 典
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区両国二丁目10番14号
【電話番号】	(03)5600-1407(直通)
【事務連絡者氏名】	経理部長 及 川 浩 典
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第154期 第3四半期 連結累計期間	第155期 第3四半期 連結累計期間	第154期
会計期間	自 2018年4月1日 至 2018年12月31日	自 2019年4月1日 至 2019年12月31日	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
売上高 (百万円)	152,536	146,012	203,997
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△1,657	1,108	△914
親会社株主に帰属する 当期純利益 又は親会社株主に帰属する 四半期純損失 (△) (百万円)	△2,949	△600	351
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△5,035	△134	△474
純資産額 (百万円)	55,846	64,902	67,004
総資産額 (百万円)	230,097	232,218	232,758
1株当たり当期純利益 又は1株当たり四半期純損失 (△) (円)	△86.30	△13.45	10.04
潜在株式調整後1株当たり 四半期（当期）純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	23.8	27.9	28.5

回次	第154期 第3四半期 連結会計期間	第155期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 2018年10月1日 至 2018年12月31日	自 2019年10月1日 至 2019年12月31日
1株当たり四半期純損失 (△) (円)	△52.31	△15.54

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第3四半期連結累計期間は、米中貿易摩擦の長期化などによる世界経済の不安定要素の影響もあり、日本経済は先行き不透明な状況が続いております。当社グループを取り巻く環境は、情報メディアの電子化による構造的な需要減退や、原燃料価格の高止まりなどにより、厳しい状況で推移いたしました。

このような状況下、当社グループは「新しいステージに立った事業基盤の強化と多様化」を基本方針とする「新中期経営計画」（2019年4月～2022年3月）を策定して取組みを開始しております。

「新中期経営計画」では3つの重点戦略として、

- ① 王子グループとのアライアンスによる強固な経営基盤の確立
- ② 既存事業の再構築と充実
- ③ 新たな収益の柱の育成による事業基盤の多様化

を掲げ、精力的に諸施策を進めております。

当第3四半期連結累計期間は、前期に実施した洋紙の輸送調整金制度導入や価格修正効果などはありませんでしたが、洋紙の国内外での販売数量減少やイメージングの海外市場を中心にした既存製品の減少等により、連結売上高は1,460億1千2百万円（前年同四半期比4.3%減）となりました。

損益面では、洋紙の価格修正効果やコストダウン諸施策を進めたことなどにより、連結営業利益は7億3千7百万円（前年同四半期は連結営業損失12億6千8百万円）、連結経常利益は11億8百万円（前年同四半期は連結経常損失16億5千7百万円）となりました。親会社株主に帰属する四半期純損失は、八戸工場4号抄紙機の減損損失を計上したことなどにより6億円となりました。

セグメントごとの経営成績を示すと、次のとおりであります。

(紙・パルプ事業)

国内市場は、印刷用紙、情報用紙ともに需要の落ち込みが一段と進み、販売数量、販売金額ともに減少しました。輸出もアジア向けを中心に市況が悪化し、販売数量、販売金額ともに減少しました。

欧州子会社は、引き続き昨年来の価格修正効果はあったものの、感熱紙及び感圧紙の販売数量の減少に加えて為替の影響もあり、販売金額は減少しました。

市販パルプは、厳しい市況環境下、販売数量、販売金額ともに減少しました。

この結果、紙・パルプ事業全体の売上高は前年同四半期比6.1%減収の1,100億1千3百万円となりました。

営業損益は、前年同四半期の23億4千3百万円の損失から24億6千万円増加し、1億1千6百万円の利益となりました。

原燃料価格の高止まりや国内の洋紙需要減少を踏まえて、収益性改善を優先した生産販売活動を展開した結果、売上高は減少しましたが、損益は改善しました。

具体的取り組みとして、輸送調整金制度の定着、減産を含めた八戸工場の生産体制最適化、製品価格修正後の価格水準の維持、取引案件ごとの採算性の精査、物流費削減等を推進してきました。

「新中期経営計画」に掲げた王子グループとのアライアンスを推進して、早期に収益の安定化を目指してまいります。

(イメージング事業)

国内市場は、写真感光材料が堅調に推移し、販売金額は増加しました。

海外市場は、インクジェット用紙は業務用途の需要が拡大しましたが、既存製品の需要減退の影響が大きく、販売金額は減少しました。

この結果、イメージング事業全体の売上高は前年同四半期比5.6%減収の251億9千1百万円となりました。

営業損益は、前年同四半期の4億9千8百万円の利益から7億2千9百万円減少し、2億3千1百万円の損失となりました。

既存製品の需要減少に伴う海外市場での販売数量の減少に加え、円高による価格安、原燃料価格上昇の影響などにより、減収減益となりました。富士フイルム㈱とのアライアンス強化による写真用原紙の数量確保、業務用途を中心とするインクジェット用紙の新興国拡販などに取り組むとともに、生産性向上と固定費の削減に努めました。減収減益要因をカバーするには至りませんでした。

今後も、富士フイルム㈱とのアライアンスにより事業基盤を一層強固にして生産体制の効率化に取り組み、さらに京都工場で生産を開始したエレクトロニクス関連製品の事業確立、既存製品の海外での直販体制構築に伴う販売力強化や取引見直しによる採算改善を進め、収益の確保に取り組んでまいります。

(機能材事業)

機能材料は、バッテリーセパレータやフィルターが増加したものの、リライトメディア等が減少し、販売金額は減少しました。

化学紙は、主力の化粧板原紙やテープ原紙、壁紙用裏打紙等が減少し、販売金額は減少しました。

この結果、機能材事業全体の売上高は前年同四半期比5.8%減収の122億3千5百万円となりました。

営業利益は、前年同四半期の4億1千1百万円から2億7千3百万円増加し、6億8千5百万円となりました。

コストダウン効果に加え、原燃料価格安、生産性向上、一部製品の価格修正により、増益となりました。

引き続き、水処理膜支持体の新規ユーザー獲得やMBR（膜分離活性汚泥法）膜用への展開、高耐熱バッテリーセパレータの拡販、化粧板原紙やテープ原紙等の海外拡販とコストダウンに注力してまいります。

(倉庫・運輸事業)

倉庫・運輸事業は、売上高は前年同四半期比4.2%減収の60億6千8百万円、営業利益は前年同四半期の1億6千1百万円から5千2百万円減少し、1億9百万円となりました。

(その他)

その他の事業は、売上高は前年同四半期比24.4%増収の59億3千5百万円、営業利益は前年同四半期の5千万円から5千1百万円増加し、1億2百万円となりました。

(2) 財政状態の状況

当第3四半期連結会計期間末の資産は、たな卸資産等の増加はありましたが、有形固定資産等の減少により前連結会計年度末に比べ5億3千9百万円減少し、2,322億1千8百万円となりました。

負債は、有利子負債の増加等により前連結会計年度末に比べ15億6千2百万円増加し、1,673億1千6百万円となりました。

純資産は、連結子会社株式の追加取得による資本剰余金の減少等により前連結会計年度末に比べ21億2百万円減少し、649億2百万円となりました。

自己資本比率は、前連結会計年度末に比べ0.6ポイント低下し、27.9%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

○ 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、「世界市場でお客様の信頼に応える」「常に技術の先端を行く」「地球環境保全、循環型社会に貢献する」ことをグループの企業理念に掲げ企業活動を行っています。この理念に基づき社会に貢献し、中長期的な視点に基づく持続的な成長を通じて、企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化することを本分とし、市場における自由な取引を通じ当社株主となられた方々にお支えいただくことを原則としています。しかし、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます）の取得を目指す者及びそのグループの者（以下「買収者等」といいます）による支配株式の取得により、このような当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる買収者等は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることをその基本方針といたします。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業価値ないし株主の皆様共同の利益のため、当社の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の最大化を目指し2019年度に新たにスタートした「新中期経営計画」の諸施策を強力に推進しております。また、2015年10月に策定したコーポレートガバナンス基本方針に従い、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、CSRを重視した企業グループ経営を推進し、経営の透明性を高めガラス張りの経営を行い、コーポレートガバナンスの充実にも取り組んでまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2019年5月27日開催の取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、2016年6月28日開催の当社第151回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた上で、継続していた当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「旧プラン」といいます）につき、所要の変更を行った上で継続することを決議し（以下、かかる変更後のプランを「本プラン」といいます）、2019年6月26日開催の当社第154回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。また、当社は、上記継続に伴い、独立委員会委員として、従前と同様、片岡義広氏、品川知久氏、竹原相光氏の3氏を選任いたしました。

本プランの概要は、以下に記載のとおりですが、詳細につきましては、当社ホームページに掲載の2019年5月27日付けプレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更及び継続に関するお知らせ」をご覧ください。

（参考URL：<https://www.mpm.co.jp/company/news/pdf/2019/20190527-2.pdf>）

イ. 本プランの目的

本プランは、大規模買付者に対して事前に必要な情報の提供及び考慮・検討のための期間を確保することを求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、取締役会が、独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を実現することを目的とします。

ロ. 本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続

(a) 対象となる大規模買付行為

当社株式に関して、大要、次の1)から3)までのいずれかに該当する行為若しくはその可能性がある行為がなされ、又はなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- 1) 当社の株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとします）が20%以上となる取得
- 2) 当社の株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします）とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる取得
- 3) 当社の特定の株主が、当社の他の株主との間で行う行為であり、且つ当該行為の結果として当社の株券等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又はかかる両株主の間に支配関係若しくは共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当該両株主の株券等保有割合の合計が20%以上となる場合に限りです）

(b) 大規模買付者に対する情報提供要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、意向表明書及び大規模買付情報を提出・提供していただきます。

(c) 取締役会評価期間の設定等

取締役会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合には最長60日間、それ以外の態様による大規模買付行為の場合には最長90日間の期間を、取締役会評価期間として設定し、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとしします。

(d) 独立委員会の勧告及び取締役会による決議

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールにつき重要な点において違反した場合で、取締役会がその是正を当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されない場合には、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告しますが、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者である場合には、取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を行うものとしします。

(e) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、新株予約権の無償割当てによるものとします。

ハ. 本プランの特徴

(a) 基本方針の制定

本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を制定したうえで、導入されたものです。

(b) 独立委員会の設置

当社は、本プランの必要性及び相当性を確保するために独立委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する場合は、その判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(c) 株主総会における本プランの承認

本プランによる買収防衛策の継続につきましては、2019年6月26日開催の第154回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

(d) 適時開示

取締役会は、本プラン上必要な事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

(e) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、2019年6月26日開催の第154回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとしております。

ニ. 株主の皆様への影響

(a) 旧プランの本プランへの改定時における株主の皆様への影響

旧プランの本プランへの改定時には、株主の皆様の法的権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えておりません。

(b) 新株予約権の発行時に株主の皆様へ与える影響

対抗措置として新株予約権の無償割当てが行われた場合においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、本プランの定める例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

④ 上記の取組みに対する取締役会の判断及びその判断に係る理由

上記②に記載した、基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を高めるための具体的方策であり、まさに当社の基本方針に沿うものと考えます。

また、当社取締役会は、前記③イ記載のとおり、本プランは企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上という目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものと考えます。特に本プランは、1) 株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合にはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様ご意思にかからしめられている点において株主の皆様のご意思を重視していること、2) 独立性の高い独立委員会の設置を伴うものであり、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の勧告を経る仕組みとなっていること、3) 対抗措置の発動、不発動又は中止に関する判断の際に拠るべき基準が設けられていること等から、当社取締役会としては、本プランは当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は8億6千1百万円であります。

(5) 従業員数

① 連結会社の状況

当第3四半期連結累計期間において、連結会社の従業員数に著しい増減はありません。

② 提出会社の状況

当第3四半期累計期間において、提出会社の従業員数に著しい増減はありません。

(6) 生産、受注及び販売の実績

当第3四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売の実績に著しい増減はありません。

(7) 主要な設備

当第3四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動及び主要な設備の前連結会計年度末における計画の著しい変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	90,000,000
計	90,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2019年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	44,741,433	44,741,433	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株で あります。
計	44,741,433	44,741,433	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年12月31日	—	44,741,433	—	36,561	—	10,161

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日（2019年9月30日）に基づく株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

2019年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 70,400	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 31,200	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 44,525,600	445,256	—
単元未満株式	普通株式 114,233	—	—
発行済株式総数	44,741,433	—	—
総株主の議決権	—	445,256	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式76株及び兵庫クレール株式会社所有の相互保有株式50株が含まれております。

② 【自己株式等】

2019年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 三菱製紙株式会社	東京都墨田区両国二丁目 10番14号	70,400	—	70,400	0.16
(相互保有株式) 兵庫クレール株式会社	兵庫県神崎郡神河町比延 48番地の1	31,200	—	31,200	0.07
計	—	101,600	—	101,600	0.23

(注) 1. 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が100株あります。

なお、当該株式数は上記「① 発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含まれております。

2. 当第3四半期会計期間末日現在の当社が保有する自己株式は、70,700株（単元未満株式数93株を除く）であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2019年10月1日から2019年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,617	13,007
受取手形及び売掛金	※2 37,686	※2 37,886
商品及び製品	26,021	29,611
仕掛品	7,301	7,636
原材料及び貯蔵品	11,233	12,107
その他	6,003	4,663
貸倒引当金	△175	△178
流動資産合計	99,689	104,734
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	23,945	25,466
機械装置及び運搬具（純額）	43,465	45,613
土地	21,913	21,818
建設仮勘定	9,446	630
その他（純額）	2,420	2,978
有形固定資産合計	101,191	96,507
無形固定資産		
その他	1,744	424
無形固定資産合計	1,744	424
投資その他の資産		
投資有価証券	17,741	18,820
その他	12,447	11,780
貸倒引当金	△54	△48
投資その他の資産合計	30,133	30,552
固定資産合計	133,069	127,484
資産合計	232,758	232,218

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※2 25,347	※2 24,889
電子記録債務	※2 5,390	※2 5,226
短期借入金	65,175	66,397
コマーシャル・ペーパー	7,000	11,000
未払法人税等	366	224
その他	※2 17,580	※2 14,034
流動負債合計	120,860	121,772
固定負債		
長期借入金	32,855	33,220
退職給付に係る負債	8,718	8,363
資産除去債務	882	883
その他	2,436	3,076
固定負債合計	44,893	45,543
負債合計	165,754	167,316
純資産の部		
株主資本		
資本金	36,561	36,561
資本剰余金	9,682	8,552
利益剰余金	13,145	12,316
自己株式	△150	△150
株主資本合計	59,240	57,280
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,635	3,895
為替換算調整勘定	1,209	824
退職給付に係る調整累計額	2,265	2,898
その他の包括利益累計額合計	7,110	7,618
非支配株主持分	654	3
純資産合計	67,004	64,902
負債純資産合計	232,758	232,218

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
売上高	152,536	146,012
売上原価	131,371	124,282
売上総利益	21,164	21,730
販売費及び一般管理費	22,432	20,993
営業利益又は営業損失(△)	△1,268	737
営業外収益		
受取利息	44	40
受取配当金	536	454
持分法による投資利益	—	659
為替差益	148	—
その他	498	390
営業外収益合計	1,227	1,545
営業外費用		
支払利息	1,068	756
為替差損	—	79
その他	548	337
営業外費用合計	1,617	1,173
経常利益又は経常損失(△)	△1,657	1,108
特別利益		
固定資産処分益	7	7
投資有価証券売却益	501	116
その他	2	67
特別利益合計	511	191
特別損失		
固定資産処分損	442	585
特別退職金	579	—
災害による損失	642	—
減損損失	41	1,159
その他	178	135
特別損失合計	1,885	1,880
税金等調整前四半期純損失(△)	△3,031	△580
法人税等	66	79
四半期純損失(△)	△3,098	△659
非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△148	△58
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△2,949	△600

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
四半期純損失(△)	△3,098	△659
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△2,104	262
為替換算調整勘定	△95	△385
退職給付に係る調整額	258	671
持分法適用会社に対する持分相当額	3	△23
その他の包括利益合計	△1,936	524
四半期包括利益	△5,035	△134
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△4,820	△92
非支配株主に係る四半期包括利益	△214	△42

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	
国際財務報告基準を適用している子会社は、第1四半期連結会計期間より、国際財務報告基準第16号「リース」(以下「IFRS第16号」という。)を適用しております。これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上することとしました。IFRS第16号の適用については、経過的な取扱いに従っており、会計方針の変更による累積的影響額を適用開始日に認識する方法を採用しております。 この結果、当第3四半期連結会計期間末の「有形固定資産」が595百万円増加し、流動負債の「その他」が162百万円及び固定負債の「その他」が432百万円増加しております。当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。	

(会計上の見積りの変更)

当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	
退職給付に係る会計処理における数理計算上の差異の費用処理年数について、従業員の平均残存勤務期間が短縮したため、第1四半期連結会計期間より費用処理年数を当社は12年から11年、一部の国内連結子会社は9年から8年に変更しました。 この変更により、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ577百万円減少しております。	

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

(1) 保証債務

連結会社以外の会社等の金融機関からの借入等に対し、次のとおり債務保証を行っております。

前連結会計年度 (2019年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)	
従業員(財形住宅資金等)	414百万円	従業員(財形住宅資金等)	376百万円
その他 1件	8百万円	その他 1件	7百万円
合計	423百万円	合計	384百万円

(2) 債権流動化に伴う遡及義務

前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
1,835百万円	1,951百万円

※2 四半期連結会計期間末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形等が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
受取手形(電子記録債権を含む)	769百万円	956百万円
支払手形	1百万円	2百万円
電子記録債務	711百万円	997百万円
営業外電子記録債務	24百万円	64百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
減価償却費	7,589百万円	7,598百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年5月25日 取締役会	普通株式	170	5.00	2018年3月31日	2018年6月4日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動
該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年5月27日 取締役会	普通株式	223	5.00	2019年3月31日	2019年6月5日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	紙・パル プ事業	イメー ジ事業	機能材 事業	倉庫・ 運輸事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	114,190	22,375	10,694	3,869	151,129	1,406	152,536	—	152,536
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,955	4,323	2,291	2,468	12,038	3,365	15,404	△15,404	—
計	117,145	26,699	12,986	6,337	163,168	4,771	167,940	△15,404	152,536
セグメント利益 又は損失(△)	△2,343	498	411	161	△1,272	50	△1,221	△46	△1,268

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、エンジニアリング業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額△46百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△19百万円、セグメント間取引消去△26百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

II 当第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	紙・パル プ事業	イメー ジ事業	機能材 事業	倉庫・ 運輸事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	107,662	21,251	10,267	3,850	143,032	2,980	146,012	—	146,012
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,350	3,940	1,967	2,217	10,476	2,955	13,431	△13,431	—
計	110,013	25,191	12,235	6,068	153,509	5,935	159,444	△13,431	146,012
セグメント利益 又は損失(△)	116	△231	685	109	679	102	781	△44	737

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、エンジニアリング業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額△44百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△0百万円、セグメント間取引消去△43百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「紙・パルプ事業」セグメントにおいて、八戸工場4号抄紙機が運転休止から1年を経過し具体的な再稼働計画が立っていないことから、減損損失1,159百万円を特別損失に計上しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり四半期純損失(△)	△86.30円	△13.45円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)(百万円)	△2,949	△600
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純損失(△)(百万円)	△2,949	△600
普通株式の期中平均株式数(株)	34,179,624	44,660,238

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年2月14日

三菱製紙株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 晶 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安 永 千 尋 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱製紙株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2019年10月1日から2019年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱製紙株式会社及び連結子会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年2月14日
【会社名】	三菱製紙株式会社
【英訳名】	Mitsubishi Paper Mills Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 立 藤 幸 博
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都墨田区両国二丁目10番14号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長立藤幸博は、当社の第155期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。